

# 藤岡警察署協議会議事録

(令和7年度第2回定例会議)

開催日時	令和7年9月19日(金) 視察 午後1時45分から午後3時までの間 会議 午後4時から午後5時までの間			
開催場所	視察 鑑識科学センター 会議 藤岡警察署 会議室			
出席者	委員 (定数7人)	榊原会長 黒澤(旨)委員 金谷委員 村田委員 浅賀委員 黒澤(英)委員 品川委員		計 7 人
	警察	田中署長 中嶋副署長 佐藤警務課長 清水会計課長 塚家生活安全課長 上山地域課長 松嶋刑事課長 川島交通課長 警備課長 警務係長 警務課員		計 11 人
	その他			
<b>議 事 の 概 要</b>				
<p>1 挨拶概要</p> <p>(1) 会長挨拶 定例会議に先立ち、鑑識科学センターの視察を行い、警察行政への理解を高めていただいた。</p> <p>本日の定例会議では、警察署長からの諮問について、各委員の皆様から意見等を伺うこととなっている。諮問機関としての役割を発揮できるよう、委員の皆様の協力をお願いしたい。</p> <p>(2) 署長挨拶 当署では、第1回定例会議以降、鬼石まつり、藤岡まつり等の大規模なイベントのほか、地区の祭礼行事等の雑踏警備にも対応したところである。今後も、9月21日から秋の全国交通安全運動、10月は全国地域安全運動を実施するので、関係団体と連携して対応したい。</p> <p>本日は、「空き家に対する窃盗防止対策について」の諮問を中心に、皆様から活発な御意見や御要望をいただきたい。</p> <p>2 管内概況説明(説明者 署長)</p> <p>(1) 刑法犯認知・検挙状況(R7.8月末現在)</p> <p>(2) 管内で発生した主な犯罪(R7.8月末現在)</p> <p>(3) 少年犯罪検挙人員状況(R7.8月末現在)</p> <p>(4) 特殊詐欺認知状況(R7.8月末現在)</p> <p>(5) 交通事故発生状況(R7.8月末現在)</p> <p>(6) 110番通報受理警察署別状況(R7.8月末現在)</p> <p>(7) 警察署別治安情勢(R7.8月末現在)</p> <p>(8) 外国人に対する防犯・交通講話実施の推移(R7.8月末現在)</p> <p>3 協議</p> <p>「空き家に対する窃盗防止対策について」を藤岡警察署協議会に諮問した。</p> <p>(1) 諮問事項(説明者 刑事課長) 「空き家に対する窃盗防止対策」について諮問したところ、次の意見等がなされた。</p>				

ア 意見

- 市町村の有する土地・家屋等の情報を活用するほか、区長・民生委員等の地域役員と連携して、実態調査(軒数、持ち主の所在、建物の状態等)を行い、具体的に把握した結果を警察と情報共有はできないか。
- 空き家の実態把握の結果から空き家マップを作成・更新し、市町村と警察が連携して、行政活動の一環としての敷地内立入権限等でパトロールを実施することはできないか。なお、ボランティア等の善意の市民の場合、空き家マップの悪用や情報流出のおそれも懸念されるため、空き家マップの管理・利用者で、ある程度制限する方がよいと考える。
- 市町村が各地域の空き家率等を広報や講演会等により市民等に周知し、自分の地域のどこに、どれくらいの空き家があるかを認識してもらい、空き家問題に関心を持ってもらうことが防犯意識の向上につながる。
- 各地域毎に、不審者がいた場合の把握方法・情報伝達手段等を事前検討し、住民が地域パトロールを定期的に行い、何か変わったことや不審なことがあった場合は、事前検討結果に基づき、地元区長、自治体、警察などへ連絡・通報してもらう意識付けを図るとともに、平素から町内の隣保班に定期報告してもらう。
- 近隣住民等の協力を得て、溜まっている郵便物の回収、空き家の駐車場利用のほか、地域活動や親族による除草等で人の出入りがあるような印象付けや在宅中を装う防犯対策が必要である。  
また、市町村が補助を行い、空き家を「高齢者の居場所」や「若年夫婦や学生に賃貸」として活用する。
- 行政書士・司法書士等の有識者チームによる相談体制を確立するほか、専門家による講演を行う、市町村から情報提供を受ける、空き家バンク登録をする、解体業者へアクセスをしやすい環境を作る等を行う。  
また、ボランティアを募集して地域住民の見守り活動、シルバー人材や警備会社による報告防犯パトロールなどを行う。
- 犯罪の対象とならないためには、所有者に意識付けを図り、空き地の草刈り、清掃、玄関の外灯点灯、防犯カメラの設置等を行うほか、所有者が頻繁に空き家を見回る。

イ 諮問内容に関する質問 (○～委員、●～署長等)

- 空き家の異変に気づいたとき、気付くのが遅くなっても警察に届けた方がよいのか。〔質問〕
- 異変に気付いたとき、いつでもよいので通報をいただきたい。  
空き家に対する侵入盗は、関係者がたまに来たとき等に事件を認知して、届出まで相当の日数を要することが多いので、犯人の特定が難しい。  
近隣の者からの通報でも、警察や自治体により所有者等に連絡して届出を促すことができ、屋内に入れなくても、外周の鑑識活動等から、被害の日時を絞ることができれば防犯カメラ画像捜査などが可能である。  
放置すれば、まさに、割れ窓理論(軽微な秩序違反を放置すると、やがて地域全体の治安悪化や凶悪犯罪の増加に繋がるといふもの)のとおりになるため、治安維持のために、近隣にも意識を向けてみてほしい。〔回答〕
- 新たな空き家の把握方法はどのようにしているか。藤岡市内での空き家の件数やそれに伴う犯罪件数はどうか。〔質問〕
- 交番・駐在所勤務員が警ら等で空き家を発見した際は、警察署に報告し情報共有されており、重点にパトロールしている。

空き家に対する犯罪数

令和6年中

侵入窃盗 34件

非侵入窃盗 7件(主にエアコン室外機の盗難) ※以下同じ

令和7年8月末

侵入窃盗 23件

非侵入窃盗 5件

となっている。〔回答〕

なお、各委員が発言した意見を取りまとめ、後日、諮問答申書として警察署長に提出予定。

(2) 質問、回答 (○～委員、●～署長等)

○ 以前JAの偽メールについて、藤岡市のふじおかほっとメールで注意喚起があったが、メールだけでなく文書で知らせると様々な年代の人に気をつけてもらえるのではないかと感じた。警察で注意喚起する際は、メールだけではなく駐在所通信のような文書も活用すれば効果的ではないか。〔意見〕

● 各交番・駐在所では、定期的に「広報紙」を作成し、市役所等を通じて管内の各家庭に配布・回覧している。この広報紙では、管内の犯罪・事故の発生状況のほか、防犯に関する情報なども随時掲載している。

これまでも特殊詐欺被害防止に関する情報などを掲載しているところであるが、詐欺メールに関する注意喚起についても掲載を検討する。〔回答〕

○ 春頃、浅間山の噴火を想定した訓練に警察も参加したと報道されたが、藤岡署の参加はあったのか。どういう部署が参加するのか。〔質問〕

● 警察では火山の噴火だけでなく、大規模な地震や風水害など、様々な自然災害に備えて、各種訓練を実施している。規模の大小や形式は様々であり、警察だけで実施する訓練もあれば、地方自治体や消防、自衛隊など、他機関と合同で訓練を実施したり、企業や一般人を巻き込んで訓練を実施する場合もある。

質問のあった浅間山の噴火を想定した訓練は、4月24日に行われた群馬県災害対策本部会議の運営訓練と思料されるが、この訓練は図上訓練で、県や長野原町、嬭恋村のほか、県警本部や自衛隊、前橋地方气象台などが参加し、情報共有の在り方や流れなどを確認している。

この訓練に関しては、浅間山は藤岡署から遠く、火山灰は飛んでくるかもしれないが、マグマや火砕流が当署管内まで到達する可能性は低く、甚大な被害が及ぶことはないと推測できるため参加はしていない。〔回答〕

○ 民生委員等が地区の独居高齢者を定期訪問等で見守りしているが、藤岡市と警察との連携で、孤独死事案とならないようにどのような対応を実施しているのか。〔質問〕

● 警察では、事件の取扱い、高齢者の保護、交番・駐在所が実施している巡回連絡等の警察活動の中で、特に問題があると認められる高齢者を発見した場合には各市町村の担当課や家族等に連絡している。

また、逆に市町村の担当者からも、警察が介入、あるいは把握しておいた方がよいと判断した高齢者については情報提供を受けている。警察から連絡を受けた市町村の担当課は、独居高齢者の現状や程度、本人等の意向を踏まえ、必要に応じ施設入所、デイサービス利用、訪問面接、ケアマネージャーへの情報提供等の検討や実施を行っている。

これからも孤独死事案の発生を未然に防止する各種取り組みを推進したい。〔回答〕

○ 駐在所へいつ行っても居ないという話を聞いたことがあるが、決まった時刻には居

るといふことにはできないものか。〔要望〕

- 各交番・駐在所の勤務員は、事件・事故等の現場活動のほか、登下校時間帯の通学路における見守り活動、管内の各家庭を訪問する巡回連絡、関係機関との会議への出席など、多様な業務を行っており、必ずしも交番・駐在所に在在しているとは限らないのが実状である。

突発的な事件・事故に対応するという警察の職務上、決まった時間に在在しているのは難しいが、事前に日時を約束すれば、その時間に在在することは可能である。ただし、この場合にも、重大事件の発生等があれば現場対応のため不在になってしまうことがある。交番・駐在所に来ていただく前に電話して在在しているかを確認していただきたい。〔回答〕

- 秋の観光シーズンとなるが、交通事故防止のための取組予定を教えてください。〔質問〕

- 秋の観光シーズンにおける交通事故の特徴として、県外者の交通事故が多発するという特徴がある。

そこで、今月21日から始まる秋の全国交通安全運動の機会を捉え、県外者が多く来訪する道の駅で街頭啓発活動を実施する。

具体的には、交通安全運動初日である9月21日（日）に高速道路からも利用可能な道の駅「ららん藤岡」で一日警察署長を管内高校生に委嘱しての街頭啓発活動、23日には県外から二輪車が多く来訪する奥多野地域に所在する道の駅「万葉の里」において、万場小学校の生徒及び群馬県ハーレー会員とともに街頭啓発活動を実施する予定となっている。

また、事前対策として、独自で作成したチラシを道の駅や奥多野地域のコンビニに掲出し、8月19日のバイクの日には、管内のバイク販売店に顧客やバイク仲間等への意識啓発活動の依頼等を実施している。〔回答〕

- 民生委員から「地域住民の高齢者が対策機を自宅の固定電話に取り付けていたが、期限がきたので藤岡市の職員から返して欲しいと言われた」と聞いた。なぜ、藤岡市の職員は返還するように申し向けたのか。〔質問〕
- 藤岡市では、特殊詐欺電話対策機の貸出しは行っておらず、その代わりに対策機の購入補助事業を行っている。

委員の質問から推察すると、返還を求めたのは、藤岡市ではなく、藤岡警察署の交番又は駐在所勤務員であると思われる。当署では、管内事業所から寄贈していただいた「特殊詐欺電話対策装置」を高齢者宅に無償で貸し出し、高齢者が犯人からの電話を直接受けないための対策を強化しているところである。

しかしながら、対策装置には数も限りがあり、多くの高齢者に貸出しを行いたいという趣旨から、その貸与期間は原則1年間としており、貸与期間が満了となった高齢者宅を交番・駐在所勤務員が訪問し、対策装置の返還を受けているのである。

#### 4 連絡

次回の開催予定について、令和7年11月下旬～12月初旬に開催することを決定した。